

## 契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること
- ・ 納入期限の記載があること
- ・ 契約金額（単価の記載を含む）の記載があること
- ・ 品名、規格、作成枚数の記載があること
- ・ 契約年月日の記載があること
- ・ 候補者とポスター作成事業者との契約であること

**※ 契約書は、事業者が通常使用している様式で、上記必要内容が記載されているものがあれば、それを使用してください。**



# 選挙運動用ポスター作成契約書

収入印紙  
200 円

選挙候補者

(以下「甲」

という) と (以下「乙」という) は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

## 1 品名、規格

公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号に定めるポスター

## 2 数量 枚

## 3 契約金額 円 (単価 円 銭)

## 4 納入期限 令和 年 月 日

## 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、練馬区議会議員及び練馬区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき練馬区に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、練馬区に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は練馬区には請求ができない。

令和 年 月 日

甲 選挙候補者

住所

氏名

印

乙 住所

(電話)

名称

印

代表者

印